

5-5 建築物の不燃化の促進

建築物の不燃化の促進

平成16年(2004年)の建ぺい率の緩和及び防火規制の強化(大阪市建築基準法施行条例の改正)によって、建ぺい率の緩和を受ける際には、建物を準耐火以上の耐火性能を有するものとするのが義務付けられた。建ぺい率の緩和により、老朽住宅等の建替えが促進され、まちの不燃化が進んでいるが、建ぺい率の緩和を受けないものについては、建替えが耐火性能の向上に結びつかないこともある。そこで、優先地区の不燃化を促進し、不燃領域率の向上を図るためには、現在の建ぺい率緩和と防火規制の強化に加えて、更なる法規制の強化について検討する必要がある。

大阪市建築基準法施行条例の改正等

- ・大阪市建築基準法施行条例の改正など、規制誘導の手法を活用し、優先地区内の建物の耐火性能を高め、不燃化を促進するための方策について検討

【建ぺい率が60%以下の場合】

500㎡を超えるもの
(又は3階)

1,500㎡を超えるもの
(又は4階以上)

木造 建築物等	準耐火建築物	耐火建築物
------------	--------	-------

【建ぺい率が60%を超える場合】

500㎡を超えるもの
(又は4階以上)

準耐火 建築物	耐火建築物
------------	-------

現行の大阪市建築基準法施行条例に基づく防火規制